

○東京情報大学学則

制 定 昭和 63 年 2 月 1 日

最近改正 令和 7 年 7 月 1 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本大学は、東京情報大学と称する。

(目的)

第 2 条 本大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、建学の精神に則って、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 学部、学科及び課程の目的については、別表第 1 のとおりとする。

(自己点検及び評価)

第 2 条の 2 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況について自ら点検評価を行い、文部科学大臣の認証を受けたものによる評価を受ける。

2 前項の点検及び評価を行うため、本大学に自己点検評価委員会を置く。

3 前項の委員会に関する事項は、別に定める。

第 2 章 組織及び収容定員等

(組織)

第 3 条 本大学は学部及び大学院をもって組織する。

2 本大学に設置する学部、学科並びに入学定員、収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
総合情報学部	総合情報学科	400	10	1,620
看護学部	看護学科	100	—	400
合計		500	10	2,020

3 教育目標及び人材育成の目的を達成するために、総合情報学科に学系を置く。

学部	学科	学系	人数
総合情報学部	総合情報学科	情報システム学系	180
		データサイエンス学系	100
		情報メディア学系	120

4 大学院に関する学則は、別に定める。

(教職課程)

第 3 条の 2 総合情報学部に教職課程を置く。

2 教職課程に関する事項は、別に定める。

(情報サービスセンター)

第 4 条 本大学に情報サービスセンターを置く。

2 情報サービスセンターに関する事項は、別に定める。

第 4 条の 2 削除

(総合研究所)

第4条の3 本大学に総合研究所を置く。

2 総合研究所に関する事項は、別に定める。

(ヘルスケア実践研究センター)

第4条の4 看護学部ヘルスケア実践研究センターを置く。

2ヘルスケア実践研究センターに関する事項は、別に定める。

(先端データ科学研究センター)

第4条の5 総合情報学部先端データ科学研究センターを置く。

2 先端データ科学研究センターの組織、運営等については、別に定める。

(教職員)

第5条 本大学に次の教職員を置く。

学長

教授

准教授

助教

事務職員

技術職員

その他の職員

2 前項に規定するほか、必要に応じ副学長を置くことができる。

3 前2項に規定する教職員のほか、必要に応じ非常勤の教員、嘱託職員、助手、研究員及び臨時職員を置くことができる。

4 前項に規定する非常勤の教員等のほか、必要に応じて特任教授を置くことができる。

5第1項から第4項に規定する教職員等に関する規程は、別に定める。(学長の職務及び代行)

第5条の2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 学長は、本大学の全ての校務について、最終決定権を有すると共に、大学運営について最終責任を負い、本大学を代表する。

3 学長は、第36条第2項に掲げる事項について決定を行うに当たり教授会の意見を慎重に参酌しなければならない。

4 学長に事故あるときは、学長があらかじめ指名した副学長又は学部長がその職務を代行する。

(副学長の職務)

第5条の3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 副学長は、学長から指示を受けた範囲の校務について自らの権限で処理することができる。

(客員教授)

第5条の4 本大学の教育及び研究に資するため、客員教授を置くことができる。

2 客員教授に関する事項は、別に定める。

第3章 学年・学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長が必要と認めるときは、前期及び後期の期間を臨時に変更することがある。

(授業期間)

第8条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。ただし、学科において特に必要がある場合は、休業期間中においても授業を行うことができる。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 学校法人の創立記念日(3月6日)

(3) 創立記念日(12月23日)

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 学長が必要と認めるときは、休業日を変更し又は臨時に休業日を定めることができる。

第4章 教育課程、履修方法及び単位の認定

(授業科目の区分)

第10条 授業科目は、全学共通科目、基礎科目、専門教育科目及び教職課程関連科目とし、これを必修科目、選択必修科目及び選択科目に分ける。

(授業科目及び単位数)

第11条 授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

(履修)

第12条 学生は学科の教育課程の定めるところに従い、各授業科目を必修又は選択履修しなければならない。履修しようとする授業科目については、毎学年所定の期間内に届出なければならない。

(単位の計算)

第13条 各授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 卒業研究、卒業論文等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第13条の2 授業は、講義、演習、実験、実習、研修及び実技のいずれか又はこれらの併用により行うものとする。

2 本大学が必要と認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業方法により修得する単位数は、60 単位を超えないものとする。
(履修方法及び単位の修得)

第14条 一の授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 学生は、別表第 2 に掲げる授業科目の中から、別表第 3 に定める卒業の要件に必要な必修科目、選択必修科目及び選択科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

3 前 2 項の授業科目の履修方法及び単位の修得に関することについては、本大学則に定めるもののほかは、別に定める。

(他学部及び他学科履修)

第14条の2 学生は、他学部及び他学科の授業科目を履修し、卒業所要単位に充てることができる。この場合の授業科目及び単位数は別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第15条 教育上有益と認めるときには、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が該当大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、本大学の承認を受けて、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第15条の2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第 1 項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第15条の3 教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第 34 条により修得した単位を含む)を、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、合わせて 30 単位を超えないものとする。

4 前 3 項の規定により単位の認定を行った場合においても、修業年限の短縮は行わない。

(教育職員免許状の取得及び種類)

第15条の4 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に基づき、本大学で定める所要の単位を取得しなければならない。

2 取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、別表第 4 のとおりとする。

3 第1項の履修方法等については、別に定める。

第5章 入学，試験，卒業及び学位

(入学期)

第16条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第17条 入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学出願手続)

第18条 入学志願者は、入学願書、出身学校長から提出される調査書及び入学に必要な証明書に別表第5に定める検定料を添えて差出さなければならない。

納入した検定料は還付しない。

(入学許可)

第19条 入学志願者は、選考の上入学を許可する。

(入学手続)

第20条 入学を許可された者は、本大学指定の書式による保証人連署の在学誓約書に別表第6に定める入学金を添え指定期間内に差出さなければならない。

一旦納入した入学金は還付しない。

(修業年限)

第21条 本大学の修業年限は4年とし、8年を超えて在学することはできない。

(試験)

第22条 学生は、所定の履修届に記載した授業科目の授業に出席した上で、試験を受けなければならない。

- (1) 試験の成績は秀，優，良，可及び不可をもって表わし，秀，優，良，可を合格とし不可を不合格とする。
- (2) 試験は1授業科目につき，毎年1回期日を定めてこれを行う。
- (3) 病気その他止むを得ない理由により試験を受けられなかった者は，追試験を受けることができる。
- (4) 実験，実習，実技及び演習はその出席状況，履修状況，学習報告等により試験に代えることがある。

(卒業)

第23条 4年以上在学し、学科所定の授業科目を履修して第14条に規定する124単位以上の単位を修得した者は、教授会の意見を聴き、学長が卒業を認定する。

(学士の学位)

第24条 卒業した者には、次の学位を授与する。

学部	学科	学位
総合情報学部	総合情報学科	学士(総合情報学)
看護学部	看護学科	学士(看護学)

第6章 休学、留学、退学、転学、除籍、再入学、編入学及び転学科

(休学)

第25条 病気その他止むを得ない事由のため、3カ月以上修学することができないときは、保証人連署で願出て許可を得て休学することができる。

休学の事由が病気であるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

- 2 休学期間中でもその事由が止んだときは、復学することができる。ただし、試験期間の6カ月以前に復学した者でなければ受験することはできない。
- 3 休学期間はこれを在学年数に加算しない。
- 4 休学期間は通算して4年を超えることができない。

(留学)

第26条 外国の大学に留学を志望する者は、別に定めるところにより、あらかじめ学長の許可を受けて留学することができる。

- 2 留学した期間は、在学年数に通算する。

(退学)

第27条 退学しようとする者は、その理由を記し、保証人連署で願出て許可を受けなければならない。

(転学)

第28条 本大学に学籍を有する者は、学長の許可を得なければ他大学に入学を志願することはできない。

- 2 本大学に学籍を有する者は他大学の学部、学科とあわせて在学することはできない。

(除籍)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

- (1) 本大学において修学する意思がないと認められる者
- (2) 督促を受けた滞納学費を、指定された期限までに納入しない者
- (3) 所定の在学年限を超えた者
- (4) 死亡した者又は行方不明の者

(再入学)

第30条 第27条により退学した者が再入学を願出たときは、学年始めに限り、選考の上再入学を許可することがある。

- 2 第29条第1号又は第2号により除籍された者が1年以内に再入学を願い出たときは、学年の始めに限り、選考の上再入学を許可することがある。

(編入学)

第31条 本大学に、編入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- 2 編入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者又は大学に 2 年以上在籍し所定の単位を修得した者
 - (2) 短期大学を卒業した者
 - (3) 高等専門学校を卒業した者
 - (4) 外国の大学、短期大学を卒業又は大学に 2 年以上在籍し所定の単位を修得した者
 - (5) 専修学校の専門課程(修業年限が 2 年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第 90 条第 1 項に規定する大学入学資格を有する者に限る。)
- 3 前項第 1 号の規定にかかわらず、大学に 1 年以上在籍し所定の単位を取得した者についても編入学を許可することがある。
 - 4 編入学の時期は、学年の始めとする。
 - 5 編入学に関して必要な事項は、別に定める。

(転学部及び転学科)

第31条の2 学生が本大学の他の学部又は学科への転学部又は転学科を志願するときは、選考の上、学長が許可することがある。

- 2 転学部又は転学科に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 授業料等

(授業料)

第32条 授業料は、別表第7に定める金額を徴収する。

- 2 授業料の納入に関し必要な事項は、別に定める。

(整備拡充費)

第33条 整備拡充費を徴収する。

- 2 整備拡充費の納入に関し必要な事項は、別に定める。

(実習演習費)

第33条の2 実習演習費を徴収する。

- 2 実習演習費の納入に関し必要な事項は、別に定める。

(学生厚生費)

第33条の3 学生厚生費を徴収する。

- 2 学生厚生費の納入に関し必要な事項は、別に定める。

(休学者の納入金)

第33条の4 休学期間中は、在籍料を徴収し、授業料、整備拡充費、実習演習費及び学生厚生費は徴収しない。

- 2 休学者の納入金に関し必要な事項は、別に定める。

(原級者の納入金)

第33条の5 原級に留まる者の授業料、整備拡充費、実習演習費及び学生厚生費は、その在籍する当該年次生の入学時に定められた額を適用する。

(既納の授業料等の返還)

第33条の6 既納の授業料、整備拡充費、実習演習費及び学生厚生費は返還しない。ただし、休学により返還することがある。

第8章 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生

(科目等履修生)

第34条 本大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目の履修を願出する者があるときは、学生の学習をさまたげない場合に限り科目等履修生(以下「履修生」という。)として履

修を許可することができる。

2 履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第34条の2 他の大学又は短期大学等との協議に基づき、本大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目の履修を願出する者があるときは、学生の学習をさまたげない場合に限り特別聴講学生(以下「聴講学生」という。)として履修を許可することができる。

2 聴講学生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

第35条 本大学において特定事項を研究しようとする者があるときは、学生の研究をさまたげない場合に限り研究生として許可することができる。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

第9章 会議

(教授会)

第36条 本大学の学部に教授会を置く。

2教授会は、教授をもって組織し、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学, 卒業

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

3 前項に規定する教育研究に関する重要な事項は、東京情報大学教授会規程に定める。

4教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

5教授会は、前項に規定する学長等の求めがない場合であっても、教育研究に関する事項について審議した結果を、学長等に対して伝えることができる。

6教授会は、教育研究に関する事項を審議する機関として、専門的な観点から責任を持って、学長等に意見を述べなければならない。

7 教授会に関するその他の事項は、東京情報大学教授会規程に定める。

(運営委員会)

第36条の2 本大学に東京情報大学運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、教育課程の編成方針に関する全学的な方針等の重要事項について学長が決定を行うにあたり審議し、意見を述べるものとする。

3 委員会は、学長が招集しその議長となる。

4 委員会の運営その他委員会に関する規程は、別に定める。

第10章 賞罰

(表彰)

第37条 学生で学術、技術その他において特に卓越した業績をあげた者があるときは、これを表彰する。

2 前項の表彰に関する規程は、別に定める。

(懲戒)

第38条 学生で本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者は懲戒する。

懲戒の処分は次の 3 種とする。

- (1) 譴責
- (2) 停学
- (3) 退学

2 前項に関する手続きは、東京情報大学学生懲戒規程に定める。

第39条 学生にして次の各号のいずれかに該当するものには退学を命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認めた者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認めた者
- (3) 正当の理由がなくして出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第11章 公開講座

(公開講座)

第40条 本大学は、必要に応じ情報学及び看護学の理論と応用に関する知識・技術等を普及するため公開講座を開催する。

2 公開講座に関する事項は、別に定める。

第12章 運動部寮及び厚生保健施設

(運動部寮)

第41条 課外活動を通じて学生教育に資するため運動部寮を設ける。

2 運動部寮に関する事項は、別に定める。

(厚生保健施設)

第42条 学生の健康を増進しその厚生に資するため、医務室、運動場、その他厚生施設を設ける。

2 厚生施設に関する事項は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和 63 年 2 月 1 日から施行する。

改正 平成元年 4 月 1 日 平成 2 年 4 月 1 日

附 則

1 この改正学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 本大学に設置する学部学科の学生定員については、第 3 条の規定にかかわらず、平成 3 年度から平成 11 年度までの間は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員
経営情報学部	経営学科	250
	情報学科	200
合 計		450

附 則

この改正学則は、平成 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 3 年度以前に入学した学生については、別表第 5 整備拡充費を除き、従前の学則の規定を適用する。

附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 5 年度以前に入学した学生に係る別表第 5 整備拡充費の額は、従前の学則の規定を適用する。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条及び平成 3 年 4 月 1 日改正学則の附則 2 の規定にかかわらず、経営情報学部情報文化学科を除く経営情報学部各学科の入学定員は、平成 8 年度から平成 11 年度までの間は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員
経営情報学部	経営学科	220
	情報学科	170

附 則

- 1 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 8 年度以前の入学生については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 10 年度以前の入学生については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成 11 年度以前の入学生については、第 33 条の規定を除き、従前の学則を適用する。
- 3 本大学に設置する学部学科の入学定員については、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 12 年度から平成 15 年度までの間は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員			
		平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
経営情報学部	経営学科	211	202	193	184
	情報学科	163	156	149	142
	情報文化学科	120	120	120	120
合計		494	478	462	446

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成 12 年度以前の入学生については、従前の学則を適用する。
- 3 本大学に設置する学部学科の入学定員については、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 13 年度から平成 15 年度までの間は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員		
		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
総合情報学部	経営情報学科	148	142	137
	環境情報学科	144	139	134
	情報システム学科	140	135	129
	情報文化学科	120	120	120
合計		552	536	520

- 4 経営情報学部経営学科，情報学科及び情報文化学科については，第 3 条第 2 項の規定にかかわらず，平成 13 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間，これを存続するものとする。
- 5 経営情報学部経営学科，情報学科及び情報文化学科の学生が第 15 条の 4 に規定する教育職員免許状の取得を希望する場合は，附則の第 1 項にかかわらず，別に定める履修の方法により，第 15 条の 4 に定める所定の単位の履修・修得を認めるものとする。

附 則

- 1 この学則は，平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず，第 18 条別表 4 は，平成 14 年度入学志願者から適用する。

附 則

この学則は，平成 14 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は，平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず，平成 14 年度以前の入学生については，従前の学則を適用する。

附 則

この学則は，平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年度以前の入学生については，従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年度以前の入学生については，従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず，平成 17 年度以前の入学生については，従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず，平成 18 年度以前の入学生については，従前の学則を適用する。

附 則

この学則は，平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年度以前の入学生については，従前の学則を適用する。

附 則

この学則は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度以前の入学生については，従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

- 平成 22 年度以前の入学生については、従前の学則を適用する。
- 平成 21 年度以前の入学生が第 15 条の 5 に規定する学芸員の資格取得を希望する場合は、前項にかかわらず、別に定める履修の方法により、第 15 条の 5 に定める所定の単位の履修・修得を認めるものとする。

附 則

- この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 前項にかかわらず、平成 23 年度以前の入学生については、従前の学則を適用する。

附 則

- この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 前項にかかわらず、平成 24 年度以前の入学生については、従前の学則を適用する。

附 則

- この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 前項にかかわらず、平成 25 年度以前の入学生については、従前の学則を適用する。但し、別表第 2 に定める授業科目については、平成 25 年度入学生にも適用する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 28 年度以前の入学生については、第 31 条の 2 の規定を除き、従前の学則を適用する。
- 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの間、看護学部に関し講師を置くことができる。

附 則

- この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 30 年度以前の入学生については、従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 令和 3 年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。
- 前項にかかわらず、第 13 条の 2 については、令和 3 年度以前の入学者にも適用する。

附 則

- この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 令和 4 年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。
- 前項にかかわらず、第 33 条の 4 及び第 33 条の 6 については、令和 4 年度以前の入学者にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

学部・学科・課程	目 的
総合情報学部 総合情報学科	本学部本学科は、建学の精神「未来を切り拓く」及び教育理念「現代実学主義」の精神に基づき、急速に進展する情報社会の将来を見据え、情報社会に貢献できる優れた情報収集、処理、分析及び発信能力をもった人材の育成を目指す教育及び情報学に関する研究を行う。
総合情報学部 教職課程	本学部本課程は、教育意欲に溢れ、情報、数理及び社会に関する優れた専門知識をもち、学校現場に対応できる柔軟な教育技能を身につけた教員を養成する。
看護学部 看護学科	本学部本学科は、建学の精神「未来を切り拓く」及び教育理念「現代実学主義」の精神に基づき、急速に進む少子高齢化社会を見据え、地域包括ケアシステムの中心的役割を担う情報活用と情報発信力に優れた看護職の育成を目指す教育及び看護学に関する研究を行う。

別表第 2 (第 11 条関係)

総合情報学部

全学共通科目

授業科目			単位数		
			必修	選択 必修	選択
共通 基礎 科目	学 現 代 実	情報リテラシー演習	2		
		情報社会と AI	2		
	ス ポ ー ツ	スポーツ演習 a		1	
		スポーツ演習 b		1	
		スポーツ演習 c		1	
		スポーツ演習 d		1	
	外 国 語	英語 a	1		
		英語 b	1		
		英語 c	1		
		英語 d	1		
		中国語 a		1	
		中国語 b		1	
		ハングル・韓国語 a		1	
		ハングル・韓国語 b		1	
日本語 a (※)				1	
日本語 b (※)				1	
日本語 c (※)			1		
日本語 d (※)			1		

基礎科目

授業科目			単位数			
			必修	選択必修	選択	
共通基礎科目	演習基礎	基礎演習	1			
	総合基礎	人文	哲学概論			2
			レポートと文章作法			2
			歴史学			2
			文化人類学			2
			心理学概論			2
	社会	法学概論			2	
		日本国憲法			2	
		経済学概論			2	
		情報法			2	
市民活動論				1		
人権・ジェンダー				1		
社会学概論				2		
自然	基礎数学入門			2		
	基礎数学 a			2		
	基礎数学 b			2		
	生命倫理			2		
	環境学			2		
	数理科学			2		
	健康科学			2		
特別講義	特別講義 a			2		
	特別講義 b			2		
	特別講義 c			2		
創造知識	知識創造の方法	2				
実用語学	コンピュータ英語 a		1			
	コンピュータ英語 b		1			
	ビジネス英語 a		1			
	ビジネス英語 b		1			
科目情報基礎	経営と情報	2				
	コンピュータ概論	2				
	情報分析基礎	2				
	統計学	2				
	プログラミング入門	2				
キャリアイン科目	キャリアデザイン a			2		
	キャリアデザイン b			2		
	インターンシップ			2		
	日本の社会と生活文化 (※)			2		
	ビジネスコミュニケーション (※)			2		
	リクルートコミュニケーション (※)			2		

(※) 印を付した授業科目は、外国人留学生，帰国子女学生を対象とする。

専門教育科目（総合情報学科）

授業科目		単位数			
		必修	選択 必修	選択	
専門 基礎 科目	共通	総合情報学総論	2		
		学系基礎演習 a	1		
		学系基礎演習 b	1		
	情報 シ ス テ ム	情報システム学概論			2
		IT 基礎技術論			2
		プログラミング基礎			2
		プログラミング基礎演習			1
		情報ネットワーク概論			2
		アルゴリズムとデータ構造 a			2
		アルゴリズムとデータ構造 b			2
		システム設計論 a			2
		システム設計論 b			2
		プログラミング応用 a			2
		プログラミング応用 a 演習			1
		プログラミング応用 b			2
		プログラミング応用 b 演習			1
		情報通信システム論 a			2
		情報通信システム論 b			2
		Unix 論 a			2
		Unix 論 b			2
		情報システムアーキテクチャ			2
		データベース論			2
		人工知能 a			2
		ドローン工学			2

データサイエンス	情報数学 a	2
	情報数学 b	2
	離散数学 a	2
	離散数学 b	2
	推測統計学	2
	情報分析応用	2
	データサイエンス概論	2
	データ処理論	2
	代数学 a	2
	代数学 b	2
	幾何学 a	2
	幾何学 b	2
	解析学 a	2
	解析学 b	2
	確率論	2
	ネットワークとセキュリティ	2
	データベース管理システム	2
	多変量解析	2
	臨床心理学概論	2
	認知心理学	2
	心理学研究法	2
	心理アセスメント論	2
	人間関係論	2
	心理データ解析	2
	学校心理学	2
	分子生物情報学	2
	計算生物学概論	2
	生命情報学	2
	環境情報論	2
	地理情報システム a	2
	地理情報システム b	2
	画像情報論	2

情報メディア	情報メディア概論	2
	映像メディア表現	2
	映像表現基礎Ⅰ	2
	映像表現基礎Ⅱ	2
	ドキュメンタリー制作入門	2
	音響メディア論	2
	サウンドデザイン	2
	音響技術Ⅰ	2
	コンピュータグラフィックス基礎	2
	コンピュータグラフィックス論	2
	コンピュータグラフィックス演習	1
	Web デザイン演習	1
	ゲーム制作基礎	2
	情報メディア論	2
	視覚デザイン論	2
	知覚心理学	2
	文化社会学	2
	コミュニケーション論	2
	マスメディア論	2
	社会心理学	2
	海外事情	2
	社会調査法	2
	経営学概論	2
	経営組織論	2
	マーケティング論	2
	国際経済と金融概論	2

	教職課程	教育原理			2		
		教職概論			2		
		教育制度論			2		
		教育心理学			2		
		特別支援教育			2		
		教育課程編成論			2		
		道徳教育の理論と方法			2		
		総合的な学習の時間の理論と方法			1		
		特別活動の理論と方法			1		
		教育方法論			2		
		ICT を活用した教育の理論と方法			2		
		生徒指導・進路指導論			2		
		教育相談論			2		
		教育実習			3		
		学校体験活動			2		
		教職実践演習(中・高)			2		
		情報と職業			2		
		情報科教育法 a			2		
		情報科教育法 b			2		
		数学科教育法 a			2		
		数学科教育法 b			2		
		数学科教育法 c			2		
		数学科教育法 d			2		
		学校インターンシップ			2		
		専門応用科目	情報システム	Web システムプログラミング			2
				Web システムプログラミング演習			1
				システムプログラミング			2
システムプログラミング演習					1		
ネットワークセキュリティ論					2		
ソフトウェア工学 a					2		
ソフトウェア工学 b					2		
ネットワークプログラミング a					2		
ネットワークプログラミング a 演習					1		
ネットワークプログラミング b					2		
ネットワークプログラミング b 演習					1		
サイバーフィジカルシステム a					2		
サイバーフィジカルシステム b					2		
言語処理論					2		
人工知能 b					2		
人工知能 c					2		
ゲームプログラミング a					2		
ゲームプログラミング b					2		
暗号理論 a					2		
暗号理論 b					2		
情報通信ネットワーク論			2				

データサイエンス	データマイニング			2
	応用統計学			2
	データ解析システム			2
	データ可視化法			2
	数値計算プログラミング			2
	最適化理論			2
	計算機数論			2
	整数論			2
	微分方程式論			2
	符号理論			2
	心理学実験 I			1
	心理学実験 II			1
	心理アセスメント演習			1
	メンタルヘルスケア演習			1
	メンタルヘルスケア論			2
	生命情報学演習			1
	生命情報解析学			2
	生命情報解析学演習			1
	環境解析論			2
	環境調査演習			1
環境リモートセンシング			2	
物体・画像認識演習			1	
パターン認識と機械学習			2	
情報メディア	映像制作論 a			2
	映像制作論 b			2
	身体表現			2
	スクリーンライティング			2
	感性音響学			2
	音響技術 II			2
	出版メディア論			2
	現代社会学			2
	情報政治学			2
	ジャーナリズム論			2
	異文化コミュニケーション論			2
	マーケティング・コミュニケーション論			2
	金融論			2
	経営戦略論			2
	経営ケーススタディ			2
	中小企業論			2
	マーケティング戦略論			2
ブランドマネジメント論			2	
卒業研究	専門演習	1		
	卒業研究 I	4		
	卒業研究 II	6		

看護学部
全学共通科目

授業科目			単位数		
			必修	選択 必修	選択
共通 基礎 科目	学 現 代 実	情報リテラシー演習	2		
		情報社会と AI	2		
	ス ポ ー ツ	スポーツ演習 a		1	
		スポーツ演習 b		1	
		スポーツ演習 c		1	
		スポーツ演習 d		1	
	外 国 語	英語 a	1		
		英語 b	1		
		英語 c	1		
		英語 d	1		
中国語 a			1		
中国語 b			1		
ハングル・韓国語 a			1		
ハングル・韓国語 b			1		
日本語 a			1		
日本語 b			1		
日本語 c			1		
日本語 d			1		

基礎科目

授業科目			単位数		
			必修	選択 必修	選択
基礎 科目	人 間 理 解	コミュニケーション論	1		
		哲学概論			2
		生命倫理			2
		心理学概論			2
		健康科学			2
	環 境 理 解	日本国憲法			2
		法学概論			2
		情報法			2
		人権・ジェンダー			1
		文化人類学			2
	科 学 的 思 考	生命と情報			2
		環境学			2
		基礎化学			1
		プログラミング入門			2

専門教育科目（看護学科）

授業科目			単位数		
			必修	選択 必修	選択
専門基礎科目	健康支援と社会生活の 仕組み	ヘルスケアサービス論	2		
		公衆衛生学	2		
		看護関係法規	1		
カウンセリング基礎		1			
リハビリテーション論		1			
地域包括ケアと多職種連携		1			
保健福祉行政論		1			
口腔健康論				1	
人間工学				1	
専門基礎科目	健康現象の 疫学と統計	統計学	2		
		看護情報と統計			1
		疫学・社会調査			2
専門基礎科目	人体の構造と機能・ 疫病の成 り立ちと回復	形態機能論Ⅰ	2		
		形態機能論Ⅱ	1		
		臨床栄養学	2		
		臨床薬理学	2		
		臨床生化学	2		
		病理学	1		
		病態心理学	1		
		疫病と治療Ⅰ	2		
		疫病と治療Ⅱ	1		
		疫病と治療Ⅲ	1		
		感染症学	1		
		専門科目	基礎領域	象徴科目	
看護と情報Ⅰ	1				
看護と情報Ⅱ	1				
看護と情報Ⅲ	1				
看護と情報Ⅳ	1				
キャリアデザインとケアⅠ	1				
キャリアデザインとケアⅡ	1				
キャリアデザインとケアⅢ	1				
キャリアデザインとケアⅣ	1				
基礎看護	看護学概論		2		
	ヘルスアセスメント論		2		
	看護技術論Ⅰ		2		
	看護技術論Ⅱ		2		
	看護過程論		1		
	基礎看護学実習Ⅰ		1		
	基礎看護学実習Ⅱ		2		
	看護倫理		1		
	実践領域		人成育・成 看護		
		母性看護学概論	2		
母性看護学方法論		2			
母性看護学実習		2			
		小児看護学概論	2		

		小児看護学方法論	2		
		小児看護学実習	2		
		成人看護学概論	2		
		成人看護学方法論（急性期）	2		
		成人看護学方法論（慢性期）	2		
		成人・高齢者看護学実習Ⅰ （急性・回復期）	3		
		成人・高齢者看護学実習Ⅱ （回復・慢性期）	3		
	地域看護	高齢者看護学概論	2		
		高齢者看護学方法論	2		
		高齢者看護学実習	2		
		精神看護学概論	2		
		精神看護学方法論	2		
		精神看護学実習	2		
		在宅看護学概論Ⅰ	1		
		在宅看護学概論Ⅱ	1		
		在宅看護学方法論	2		
		在宅看護学実習	2		
		地域看護学概論	2		
		地域看護学方法論	2		
		地域看護学実習	1		
		地域包括ケア実習	1		
		学校保健論Ⅰ			1
		学校保健論Ⅱ			1
		産業保健論Ⅰ			1
		産業保健論Ⅱ			1
		公衆衛生看護活動論			2
	統合領域	卒業論文ゼミナール	2		
		統合実習	2		
		ヘルスケアマネジメント論	1		
		災害看護論	1		
		国際看護論			1
		看護研究			1
		医療リスクマネジメント			1
		看護とグローバルヘルス			2
		家族看護学	1		
		社会イノベーション論			1
	保健師科目	公衆衛生看護活動方法論Ⅰ			1
		公衆衛生看護活動方法論Ⅱ			2
		公衆衛生看護管理論Ⅰ			1
		公衆衛生看護管理論Ⅱ			1
		公衆衛生看護学実習Ⅰ			3
		公衆衛生看護学実習Ⅱ			1

別表第 3 (第 14 条関係)

総合情報学部

	全学 共通 科目	基礎科目			専門教育科目			合計
	全学 基礎 科目	共通 基礎 科目	情報 基礎 科目	キャリア デザイン 科目	専門 基礎 科目	専門 応用 科目	卒業 研究	
総合情報学 科	11	11	10	81			11	124

※各学系の履修方法については、別に定める。

看護学部

	全学共通科目		基礎 科目	専門教育科目		全学 共通 科目	基礎 科目	専門教育科目		合計
	全学基礎科目		基礎 科目	専門 基礎 科目	専門 科目	全学 基礎 科目	基礎 科目	専門 基礎 科目	専門 科目	
	必修	選択 必修	必修	必修	必修	選択	選択	選択	選択	
看護学科	4	2	1	27	78	7		12		124

※全ての選択科目から 12 単位以上選択し、かつ全学基礎科目及び基礎科目の選択科目から 7 単位以上選択しなければならない。

※スポーツ演習a～d から 1 単位、英語 a～d から 1 単位を必ず選択履修しなければならない。

別表第 4 (第 15 条の 4 関係)

学部	学科	学系	免許状の種類及び教科	
			中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状
総合情報学 部	総合情報学 科	情報システム学系	—	情報
		データサイエンス学 系	数学	数学

別表第 5 (第 18 条関係)

検定料	大学が独自で行う入学試験	30,000 円
	大学入試センター試験を利用する入学試験	14,000 円

※大学入試センター試験を利用する入学試験において、同時に複数の学科を志願する場合、2 つ目以降の学科の検定料は、1 学科につき 5 千円とする。

別表第 6 (第 20 条関係)

入学金	270,000 円
-----	-----------

別表第 7 (第 32 条関係)

授業料 (年額)	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
総合情報学部	780,000 円	810,000 円	840,000 円	870,000 円
看護学部	1,000,000 円	1,100,000 円	1,200,000 円	1,300,000 円